

志太榛原地域大規模氾濫減災協議会規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「志太榛原地域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水等は発生するもの」へと意識を改め、社会全体で洪水氾濫等に備える「水防災意識社会」を再構築するため、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町、静岡県、国等が連携・協力して、志太榛原地域における洪水氾濫等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川・海岸）

第3条 協議会は、大井川、瀬戸川、朝比奈川、葉梨川、栃山川、木屋川、湯日川、坂口谷川、勝間田川、萩間川、駿河海岸、相良須々木海岸その他国土交通省及び静岡県が管理する一級河川及び二級河川、海岸を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、構成員の命により代理出席を認める。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

5 幹事会は、必要に応じて作業分会を設けることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 「志太榛原地域の減災に係る取組方針」の共有及び実現

二 「志太榛原地域の減災に係る取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

三 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に必要な取組事項

五 取組方針の変更改定

(会議の公開)

第 7 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第 8 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 9 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所、静岡県中部地域局、静岡県島田土木事務所が務める。

(雑則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。

(令和元年 5 月 23 日一部改正)

(令和 2 年 5 月 29 日一部改正)

(令和 3 年 7 月 1 日一部改定)

(令和 5 年 5 月 2 4 日一部改定)

(令和 6 年 7 月 2 2 日一部改正)

(令和 7 年 7 月 3 0 日一部改正)

別表－1 志太榛原地域大規模氾濫減災協議会構成員

構 成 機 関 名	役 職 名
島田市	市 長
焼津市	市 長
藤枝市	市 長
牧之原市	市 長
吉田町	町 長
川根本町	町 長
静岡県 危機管理部	危機管理監代理 兼 L G X 推進官
静岡県 中部地域局	中部危機管理監
静岡県 健康福祉部 政策管理局	局 長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局 長
静岡県 島田土木事務所	事務所長
気象庁 静岡地方气象台	台 長
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	管理所長
大井川鐵道株式会社	代表取締役社長
しずてつジャストライン株式会社	代表取締役社長

別表－２ 志太榛原地域大規模氾濫減災協議会幹事会構成員

構 成 機 関 名	役 職 名
島田市 危機管理課、長寿介護課 建設課	課 長 参 事
焼津市 防災計画課、河川課、地域包括ケア推進課	課 長
藤枝市 大規模災害対策課、河川課、地域包括ケア推進課	課 長
牧之原市 危機管理課、建設課、社会福祉課	課 長
吉田町 防災課、建設課、福祉課	課 長
川根本町 危機管理課、建設課、高齢者福祉課、健康福祉課	課 長
静岡県 危機管理部 危機対策課	課 長
静岡県 中部地域局	技 監
静岡県 健康福祉部 政策管理局 企画政策課	課 長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課 長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課 長
静岡県 島田土木事務所	次長（技術）
気象庁 静岡地方气象台	防災管理官
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	副所長（調査）
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	建設専門官
大井川鐵道株式会社 鉄道部	取締役鉄道部長
しずてつジャストライン株式会社 安全統括運行部	課長